

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども医療費助成金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は子ども医療費助成金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成金支給に関する事務
②事務の概要	富士河口湖町子ども医療費助成金支給条例等の規定に則り、子どもを安心して産み育てられる環境をつくり、子どもたちの健やかな成長を支援し、保護者の医療費負担軽減を図ることを目的として事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①受給資格者からの受給資格者証交付申請書の受理及び審査 ②受給資格等変更届の受理及び審査 ③再交付申請書の受理及び審査 ④償還払い等請求書の受理及び審査 ⑤受給者への支給事務 ⑥受給者への手続等に関する通知
③システムの名称	中間サーバー 福祉医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項及び「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」第4条第2項 別表第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場子育て支援課 Tel0555-72-1174
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 富士河口湖町役場子育て支援課 Tel0555-72-1174
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)により示された留意事項等を遵守している。
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	番号法29条の2(研修の実施)及び富士河口湖町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱第11条(教育研修)に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、毎年計画的に教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5 評価実施機関における担当部署	健康増進課	子育て支援課	事後	機構改革のため
平成29年4月1日	5 評価実施機関における担当部署	健康増進課長 浜 伸一	子育て支援課長 松浦 信幸	事後	機構改革のため
平成29年4月1日	7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 富士河口湖町役場健康増進課 ℡0555-72-6037	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 富士河口湖町役場子育て支援課 ℡0555-72-1174	事後	機構改革のため
平成29年4月1日	8 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 富士河口湖町役場健康増進課 ℡0555-72-6037	山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700 富士河口湖町役場子育て支援課 ℡0555-72-1174	事後	機構改革のため
平成30年6月1日	I 5 ②所属長の役職名	子育て支援課長 松浦 信幸	子育て支援課長 松浦 信幸	事後	様式変更による
令和1年5月1日	しきい値判断項目 1対象人数	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事後	様式変更による
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策		「Ⅳ リスク対策」新規項目追加	事後	
令和6年1月5日	I 1 ③システムの名称	福祉医療システム	中間サーバー 福祉医療システム	事後	
令和6年1月5日	I 3.個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(番号法)第9条第1項 別表第一 56項	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一(56の項) ・番号法第9条第2項及び「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」第4条第2項 別表第2	事前	
令和6年1月5日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号及び別表第二 項番9	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 別表第二 第9の項、第74の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第40条	事後	
令和6年1月5日	Ⅱ 1しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和6年1月5日	Ⅱ 2しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和6年1月1日時点	事後	
令和7年5月23日	I . 3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一(56の項) ・番号法第9条第2項及び「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」第4条第2項 別表第2	・番号法第9条第2項及び「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」第4条第2項 別表第2	事後	
令和7年5月23日	I . 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 別表第二 第9の項、第74の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第40条	・番号法第19条第9号	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ . 1. いつの時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	Ⅱ . 2. いつの時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年5月23日	Ⅳ. 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年5月23日	Ⅳ. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	